

放送法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）

改正案	現行
（資料の提出） 第八条 法第百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）<u>、有料放送管理事業者（法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）又は認定放送持株会社に</u>対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 協会 次に掲げる事項 イ 法第五条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する番組基準及び法第六条第三項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項 ロ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項 ハ 法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を	（資料の提出） 第八条 法第百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）<u>又は有料放送管理事業者（法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）に対し</u>資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 （同上） イ （同上） ロ （同上） ハ （同上）

（傍線部分は改正部分）

含む。)の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項

ニ^ノチ (略)

二 (略)

三 基幹放送事業者(協会及び学園を除く。ヘにおいて同じ。) 次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除き、特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を除く。)

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項

ニ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者(衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハまでに掲げる者)がその議決権に占める割合に関する事項

ホ 法第一百条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

ヘ 法第四百七条第一項に規定する有料放送(以下「有料放送」という。)を行う基幹放送事業者にあつては、国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第五百十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第五百十条の二第一項の規定による書面の交付(同条第二項の規定による同項に規定する事項の提供を含む。)に

ニ^ノチ (同上)

二 (同上)

三 基幹放送事業者(協会及び学園を除く。ニにおいて同じ。) 次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)

イ (同上)

ロ (同上)

(新設)

(新設)

ハ (同上)

ニ (同上)

関する事項、法第五十条の三第一項の規定による有料放送の役 務の提供に関する契約の解除に関する事項、法第五十一条の規 定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項、 法第五十一条の二の規定によるしてはならない行為に関する事 項並びに法第五十一条の三の規定による委託に係る業務の適正 かつ確実な遂行を確保するために必要な措置に関する事項 四 一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。以 下この号において同じ。） 次に掲げる事項（法第八条に規定する 放送事業者又は法第三十三条第一項の規定による届出をした一 般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。） イ 第一号イ及びロに掲げる事項 ロ 二 （略） ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号へに規定する 事項 五 七 （略） ハ 認定放送持株会社 法第五十九条第二項第五号イ(1)又は(2)に掲 げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項及び同号イ(1) から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者がその議決権に占め る割合に関する事項 2 法第七十五条の規定により都道府県知事が小規模施設特定有線一 般放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、前項第 四号ハに掲げる事項とする。	四 （同上） イ （同上） ロ 二 （同上） ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号二に規定する 事項 五 七 （同上） （新設） 2 （同上）
--	---